

年少者失業問題と労働権の再検討

星野辰雄

一、はしがき	七九
二、一般失業問題の重要性	八三
三、年少者失業問題の重要性	八五
(1) 年少失業者の意義、統計	八五
(2) 年少失業者問題の特殊性	八九
四、国際労働機関の年少者失業対策の概要	九一
(1) 消極的対策	九二
(2) 積極的対策	九三
(3) 勧告及決議案	九五
五、労働権説の概要	九七
六、年少者失業対策としての労働権の検討	一〇三
七、我國現下の年少者失業問題	一〇六
八、むすび	一一

一、はしがき

題して、年少者失業と労働権の再検討と云ふ。年少者失業対策の一考察の意に外ならない。

即ち年少者失業對策の一つとして勞働權説を檢討せんとする所説を紹介するのが本小論の目的である。

失業對策が、現下、世界の最も重要な社會問題の一つである事は、説明するまでもない明白な事實である。而して、年少者失業問題は失業の現象が年少者にあるが爲に、その對策も一般失業對策とは、自から異なるものがあると同時に、その重要性に付ても、特殊の地位をしめて居るものと見ることが出来る。而して、年少者失業問題は、それのみを研究するだけで、相當の大問題であるのは明であるが、只本小論は、上述の様に、年少者失業對策の一つを論述するに止まるのであるから、年少者失業問題に關するかぎり、便宜上、國際勞働機關で檢討した所を以て、本小論の出發點として、論述を進める事とする。全くそれは、「便宜上」ではあるが併し國際勞働機關によつてなされた年少者失業問題の檢討は、目下の所、最も完備したものであり、従つて、これに依據する事は、蓋し、最も合理的であると考へ得るが爲である。

元來、年少者失業問題は、一九三二年八月國際社會主義青年同盟 (Socialist Youth International) によつて、國際勞働機關に提出せられたのはじまり、次で同年十月及び一九三三年十月の國際勞働理事會に於て、大多數を以て可決され、遂に一九三五年の第十九回國際勞働總會の議題となるに決定するに至つたのである。¹⁾

1) International Labor Conference, Report III. Unemployment among Young Persons, p. 1.

而して、本年の國際勞働總會に於ては、七つの重要な議題^(註一)の一つとして、本問題が提出せられ、かくて、年少者失業委員會にて充分な審議^(註二)を経て、六月二十五日の本會議に於て百六對零と云ふ絶對多數を以て勸告が可決、決定せらるるに至つたのである。只、本問題は、條約案によらずして、より軽い意義を有する勸告の形式を以て議決せられたものではあるが、總會の開會當日、各國の年少失業團——多くは高等專門學校の卒業生にて不就業状態にある者——が會場に来つて、一種の示威運動を舉行した事實、並びに本議題が、最初は、只勸告の草案を作成するにあつたものが、問題の重要性に鑑みて、只一回の討議を以て、直ちに勸告を採擇するに至つた事實、及び委員會に於ける各國代表の最も熱心なる討論の行はれたる事實に徴して吾々は、本問題が現下の世界的重要な問題の一つである事を知り得るのである。而して、一方には、上述の如き本小論の目的と、他方には、筆者自から本問題の委員會に最後まで日本委員として出席した事からして、簡単に本總會の内容を述べ、次で勞働權そのものの主張を検討し、以て年少失業者の一対策としての勞働權に関する所説の概要を紹介せんとするのである。

- (註一) 第十九回勞働總會には七つの議題が與へられた。即ち (一) 移住勞働者の權利保全問題 (二) 一切の鑛山に於ける婦人の地下勞働に關する問題 (三) 年少者の失業問題 (四) 植民地勞働者募集の問題 (五) 有給休日問題 (六) 勞働時間短縮問題 (七) 炭坑勞働時間條約一部改正問題——社會局の第十九回國際勞働總會概況參照。

(註二) 本問題は政府、資本、労働各代表の五十二名よりなる委員会にて審議された。委員会を開催すること前後十二回に及んだ。委員數とその回数とに於て、本委員会が最も多數であつた事は注目に値する。前掲書二〇—二二頁

二、失業問題の重要性

現代の國家にとつて、「その國民全體に對して、生活の標準 (standard of life) を確保するといふ任務は、從來の國家的獨立の保全と同様に、國家の基本的義務となつてゐる。」²⁾と云ふ言葉は、誠によく國家の本質の一面を説明したものであると云ふ事が出来るのであつて、若し國家にして、この基本的な義務を怠つたとするならば、かゝる國家の統一は破壊され、法律、秩序等は崩潰し去るに至るであらう。蓋し、近代人は、國家的文化生活の實質的内容の一つとして上述の如き本質的の義務が國家、社會に存して居るものであると云ふ事を、當然の事實^{註三)}として認めんとするものであつて、それは昔日の様に、失業、窮乏等の不幸なる社會現象を、何等か盲目的且逃れ難き天與の運命乃至は自己の不徳、不運の結果によるものであるとなして、これを宿命的觀念によつて、敢て忍從し得ないばかりでなく、反つて、或程度までの個人の健康、快樂、福利等を享有する事を以て、本來の生存權の内容をなすものであるかの様に考察し、近

2) Walter Lippmann : The Method of Freedom. (1934) p. 35

代的國家は、統整された團體的な力によつて、これを國民に保障す可きものであると云ふ思想を有すると同時に、これが實現を期待して居ると見ることが出来るのである。従つて、失業問題の解決は、實に、現代の國家に課せられた所の最も重要にして緊急なる問題の一つであると思得ると同時に、その對策に付て、國家が全力を盡して調査研究を續けつゝある理由も自から承認し得るのである。

而して、現下、世界の失業者數は、實に約三千萬人と算へられて居る。かゝる巨大な失業の原因、その對策を探究する事は、本小論の目的でない。只、こゝでは、次の様な事實を列擧するに止めて置く。

即ち、目下のかゝる世界的失業に對して、各國は、これを自然の法則に基く不可避的事實と考へないで、總ゆる方法を講じて、これが對策を考究しつゝある事實、それが爲めに多くの國家は干涉主義、經濟的全體主義 (Economic totalitarianism) 國家的計畫化主義を實現する爲の努力を續けつゝある事實、並びに自由放任（リベラリズム）の思想はこの點に付て是認さる可きものでないと思ふところある事實を一言するに止める。それは、畢竟、失業、窮乏の原因を自然それ自體の失敗によるものではなく、何等か人爲的なもの、制度上の欠缺に基くものであると考へるに至つて居る事を意味するのである。今これを失業者數の多い北米合衆國に付て見るに、例へば、一九

二九年に三六、〇〇〇の上層家族の總所得が、事實上一一、六五三、〇〇〇の下層家族のそれと同額であつたと言ふ様な事實が失業、乃至社會的窮乏と如何なる關係があるかと云ふ事が問題とされて居る事實を知つて、吾々は、失業の原因と對策の探究が、如何に廣汎な經濟財政問題の研究までを必要とするかを知り得るのである。全く、目下の勞働問題、社會政策の中心は、舊來の様な勞働階級の福利増進と云ふ様な單純な分配問題に止らないで、失業乃至救貧、防貧にその重點が置かれて居るのであつて、それは、單なる勞働立法の制定と云ふ様な問題に止まらずして、進んで、經濟、財政の根本問題まで論究する必要にせまられて居るものと云ふ事が出来る。

而して、今、これを、本年度の國際勞働事務局長バトラー氏の報告書^(註一)に付てみても、全卷を通して、失業問題の對策に付て論述されて居るのである。これによるも、世界各国が如何に失業問題を重要視して居るかを、吾々は察知し得るのである。

(註一) かゝる思想は、社會的正義の樹立と云ふ觀念的な言葉で、通俗的に云ひ現はされて居る。アリストテレスが中庸を尊び貧富の差別を極度に嫌惡し、分配的正義(Distributive justice)を説いたのも亦同様の思想である。と見ることが出来る。又、法律上の個人の生存權の觀念の如きも、やはり、同様の主張であらう。只現代は、かゝる思想が廣く民衆の思想にとり入れられ、一般的に叫ばれて居ると云ふことに、吾々の特別の注意が向けられるのであつて、これは自由放任主義が招來せしめた惡結果に對する一つの反動的な思想とも見る。

3) Brookings Institution : America's Capacity to Consume. (1934) Chapter V. 國際勞働局、局長年報一九三五年度六五頁以下。

ことが出来ると思ふ。

(註二) 局長報告 (Report of the Director) と云ふのは過去一ヶ年間に亘る國際勞働機關の業績を報告すると同時に將來への希望等を述べた一種の業務報告書で、この報告書を中心としての論議は勞働總會中の重要な論争の一つとされて居る。

三、年少者失業問題の重要性

(1) 年少失業者の意義並びにその統計

一般に失業が、勤勞階級に及ぼす悲惨なる結果に付ては、こゝに更めて説くまでもない明白の事實であるが、年少失業者に付ては、その失業者が年少者であると云ふ事から、一般の失業とは異つた重要性と特殊性とが認めらるゝに至つたのである。

然らば、こゝに、年少者とは、その年齢を何歳より何歳までと定む可きであらうか。この年齢の定め方には、勿論一定の標準があるのではない。只、年少者失業が惹起する結果が益々重大なる社會的結果を與ふるに至つたに徴して、多數の歐米諸國各々が、年少者 (Young persons, *jeunes gens*) の失業数の統計をとつて、これを勞働事務局に通告した所の表が發表されて居る。此等の表^(註一)によると、大體、その最低の年齢は十四歳 (我國の年齢にては十五歳) であつてその最高は二十五歳 (我國の年齢にては二十六歳) になつて居る。即ち、これを我國にとれば、

大體、小學校卒業より大學校卒業までの年齢の者、換言すれば小學校を卒業して家庭の都合で上級の學校に行かずして、直ちに就職せんとして、職を得ざる者から、最高學府たる大學を卒業し就業せんとし、適當な職を得ざる者までを、こゝに、年少失業者と呼ぶのである。

次に、吾々の知らなければならぬ事實は、かゝる年少失業者數の統計である。

勞働事務局からの第三報告書は、歐米諸國を各々國別にして、その失業者數の統計を詳細に示して居るが、今、これに基いて作られたと考へらるる社會局の歐米の年少失業者統計を示せば次の様である。

國名	年齢	日	年少者ノ失業ノ全失業ニ對スル比率		
			男	女	
チエコ・スロヴァキヤ	一四——二四	一九三二年七月			二四・六
デンマーク	一八——二五	一九三三年五月	二七・九	二九・三	二八・一
フィンランド	一六——二五	一九三三年一〇月			三三・三
ドイツ	二四迄	一九三三年六月	二三・四	三六・七	二六・一
英 國	一四——二四	一九三四年六月	一六・一	二九・九	一八・八
ハンガリー	二四迄	一九三一年	二五・四	四四・二	三〇・二
		一九三〇年			四二・〇

伊 太 利	一五——二五	一九三二年	三二・七	五七・六	四一・五
オ ー ラ ン ダ	二五迄	一九三三年一月			二七・八
ノ ー ル ウ ェ ー	一八——二四	一九三三年			二七・〇
ス エ ー デ ン	一六——二五	一九三三年一月			三三・七
ス イ ス	二四迄	一九三四年七月	一四・〇	一七・〇	一五・〇
合 衆 國	一五——二四	一九三〇年四月	二四・八	四二・四	二七・六

(社會局發行 年少者の失業問題三頁、昭和十年三月)

又、同一の資料に基いて、全國産業團體聯合會事務局から發表された統計を示せば次の様である。

國 名	調 査 年 月	年少者失業總數	一般失業 對スル割合	年 少 者 年 齡
チエッコ・スロヴァキア	一九三三年一月	四九七、八〇五	二二・八%	一四歳——二四歳
デン マ ー ク	同 三 月	三六、二七二	二八・〇	一八歳——二五歳
フ イ ン ラ ン ド	同 一〇月	一五、五一〇	三三・三	一六歳——二五歳
ド イ ツ	同 七 月	一、三一七、四三三	二六・一	一七歳——二四歳

ハンガリー	一九三〇年	九三、〇〇〇	四二・〇	二五歳未満
イタリ	一九三二年	九三一、四一四	四一・五	二五歳未満
オランダ	一九三三年一〇月	五六、八〇四	二七・八	二四歳未満
ノールウェー	一九三三年	二〇、〇〇〇	二七・〇	一八歳——二四歳
スエーデン	同 一月	五七、四一二	三三・七	一六歳——二五歳
スイス	同 七月	一〇、五五八	二〇・〇	二四歳未満
アメリカ合衆國	一九三〇年四月	八七八、五六二	二七・六	一〇歳——二四歳

(全國産業團體聯合會事務局パンフレット 年少者失業問題三頁、昭和十年一月)

以上の二表から、吾々の知り得る一般的結論は、

- (一) 二十五歳(日本年齢二十六歳)以下の失業者の数は、全失業者数の約四分の一を占むるものであると云ふ事實。
- (二) 従つて、若し全世界の失業者の概算を二千五百萬とすれば、年少失業者数は約六百萬乃至七百萬、若し總數を三千萬とすれば、約七百五十萬乃至八百萬を占むると云ふ事實。
- (三) 年少失業者は、女子の方が男子よりも全失業に對して高き比率を占めてをると云ふ事實。

である。

此等の數字⁴⁾は、最も明白に年少失業者問題の重要性を示すものであると同時に、後述する労働權の對象の問題としても頗る重大な關係を有するものである。

猶、我國の年少失業者數の統計であるが、元來、我國の失業統計は充分完備せるものとは云ふ事を得ない。従つて年少失業者に付ても統計は甚だ不充分の様である。

左に職業紹介所に登録した者より年少失業の推定統計を示せば左の如くである。

年 別	失業登録者數 十四歳以上二〇歳未満	二十歳以上ノ 一般労働者	一般失業者ニ 對スル割合
一九三〇年	一三三、六二二	一、〇三六、四九二	一二・七%
一九三一年	二二二、八五四	一、一五三、三〇七	一八・五%
一九三二年	二七〇、九一一	一、三三一、五五七	二一・九%

(年少者失業問題四頁、全産聯事務局發行 昭和十年一月)

又、我國に於ける學校(尋常、高等小學校並びに大學及び専門學校)卒業直後に於ける不就業者に關する概略に付ては後述する所に譲る。

(2) 年少失業者問題の特殊性

上述の如く、年少者失業問題は、その數が全失業者に對して求むる地位の上からして、非常に重要なものである事が明白になつたのであるが、猶、失業者が年少者であるが爲めに、特殊

4) 社會局パンフレット 年少者の失業問題 四頁

な社會的問題を生むに至るのである。

元來、失業が招來する一般的結果として、從來、數へられつゝあるものとしては、個人的には貧困、意氣消沈、健康の破壊、再就業の場合に於ける能率低下、浮浪犯罪の原因等々の恐る可き原因があると共に、社會的には、社會全體としての道德の低下、失業者への從屬階級の貧困、並びにその體力下向、社會的には社會制度の破壊、又産的業には一般的賃銀の下落、國民的な能率の低下等があるのである。然るに、年少失業者に付ては、上述の様な、失業一般のものたらず不幸な影響、結果の外に、失業が年少者たるが爲めに、特殊にして重要な影響を、個人及社會に招來するものである。即ち年少者に與へられた教育が、よし假に如何に優良であつても勞働生活によつて人生の苦難を経た成年失業者に較ぶれば、年少者が不就業である事實は、彼等により、恐る可き精神的、肉體的惡結果を及ぼすものである事は明白である。例へば、勤勞の良習慣を得るの不可能である事、將來の自己の職業を習得するを得ない事等の不利益は申すまでもないが、ひいては、これが怠惰、道德的頹廢と云ふ結果を招き、年少者彼自身にとつては勿論、その家族、乃至一般社會國家の將來にとつて、頗る憂ふ可き惡結果を及ぼすものである事實は、あまねく識者に認めらるゝ所である。

かくて、年少失業者問題は、その數に於て、而して又同時にその質に於て、特種の重要性が

一般に認識せらるゝ様になり、従つて、その對策も特別に探究せらるゝ必要を見るに至つたのである。

(註一) 歐米各國の年少失業者數に付て、詳細なる統計を、各國別に付て知らうとするならば、國際勞働事務局の第三報告書である「年少失業者問題」の五頁乃至二十六頁を参照されたい。

四、國際勞働機關の年少者失業對策の概要

年少者失業問題に關して、世界各國の注意を喚起し、當該問題の調査に當つた所の國際勞働機關は、然らば、如何なる失業對策を第十九回の總會に提出したか。又、總會は、かゝる對策を如何に取扱つたであらうか。吾々は、勞働權説を説述する前提として、一應これを知る必要がある。

(1) 消極的對策

修學年齡並びに就業最低年齡の引上げ。これである。

この法律上の義務教育年齡を、十五歳乃至十六歳(日本年齡)までに引上げる事は、教育上は、充分な小學課程を終了せしめ得ると同時に、社會的には、未成熟者に對する過度の勞働を避けしめ得る效果あるものであつて、人の一生のうち、最少八ヶ年間位の勉學期間を有せしむ

5) Unemployment among Young Persons Report III, 1935, 19th Session. International Labour Office.

る事は、望まじきものであるとも主張され得る。只我國の如く、義務教育年限が七歳より十四歳となつて居る所（例外として、或地方を限り農繁期九十日を限度として農業に従事するを許す）にては、二ヶ年の義務教育期間の延長は、實際上、校舎、教員の増加によつて、經費の負擔の相當な加重を見るに至ることは明である。が然し、徒らに多くの幼年者を「將來なき勞働」〔袋小路式勞務〕(Blind Alley Job) に追ひ込む事は、國家百年の將來を考ふる時望まじきものであるとは云ふ事を得ない。従つて、義務教育年限延長の問題はかなり重要なものである。加之、この問題は、一方には職業指導問題とも密接な關係あると共に、他方、義務教育費國庫負擔問題とも關聯して考察する可きものである。猶追加學年の教育の内容を如何に定む可きかの問題をはじめ、年限の延長は、兒童の兩親等に對し經濟的負擔を加重する結果を見るに至るのではないかと云ふ様な實際上の多くの問題を生ずる。この後者に付ては、追加教育期間を無料となすと同時に、特定の理由（例へば兩親の貧困等の場合）ある場合には、この追加教育を受ける事を不必要と定むるか、或は一定の手當金をその期間中給付すると云ふ議論もあつた事をこゝに一言するに止める。

次に修學年齢の引上げは、同時に就業の最低年齢の引上げの事實を伴ふこととなるのであるが、この兩者は、必然的には合致するものでない。從來、時には義務教育未了者に、勞働が

許されてをる國もあるのであるから、この點は法律を以て就業の最低年齢の引上げを規定する必要があると同時に、特に業務の性質が危険、有害である場合には、此等の企業への就業に付ては、性別に依り年齢を特に引上げるる法制を必要とするものであると主張された。^(註一)

要之、以上の對策は、年少者を比較的長期間在學せしめて、多少なり失業の緩和に資せんとするものに外ならないのであり、従つてそれは、消極的な對策であると見る事が出来る。^(註二)

(2) 積極的對策

然らば、現に失業中の年少者に對する對策は如何。これが爲めには、吾々は、先づ、勞働事務局長が、その報告書に於て、提示してをる一般的對策を見る必要がある。今是等の對策を列記すれば、大要、次の様である。⁽⁶⁾

(一) 失業保險及びこれに類似せる救濟方法。(二) 公共事業。(三) 勞働時間の短縮。(四) 産業の組織化
(五) 金融政策インフレーション政策等。(六) 國際的組織化の六つである。年少失業者に此等の對策が役立つことは言を待つまでもないのであるが、若し獨立を餘儀なくされた年少者であつて、しかも、その失業が長期間に及ぶ様な場合には、成年失業者に比して、その徳性の敗壞は甚だしきものがあるのは勿論であるから、年少失業者の爲めに、特殊な對策の樹立を必要とするのである。而して、事務局の提案になり、總會の採擇した對策は大要次の如きものである。⁽⁷⁾

6) 此等對策の詳細に付ては Report of the Director. 1935. p. 38—58. 勞働局譯書四〇頁一六八頁參照
7) 勞働事務局の提案の詳細に付ては Chômage des jeunes gens (Rapport III) (B. I. T.) p. 27—183. 年少者の失業問題(社會局)の七頁一四〇頁參照

(一) 年少者にして失業状態にある者に對して特別な職業的訓練を與ふる機關の設置。

(二) 年少失業者の爲めの特別休養所、即ち特別な社會施設の設置。これは、一言に云へば年少失業者ホームとでも名づく可きもので失業中は隨時、年少者をこゝに出入せしめて、失業による敗徳を防ぎ智育、體育、德育を與へ、氣力を回復することを得しむる様にするのである。

(三) 年少失業者の爲めに生産的勞働を修得せしむるが爲めのキャンプ乃至授産場の設置。

この問題は、年少者失業對策のうち、最も議論の多かつた所のものである。そのうち重要なものは、キャンプへの加入は強制的たる可きか否やの問題であつた。次に又、キャンプへの加入期間（數週間乃至一ケ年間）。加入年齢（十八歳より二十六歳まで）。勞働時間（一週三十三時間乃至四十時間）。勞働に對する報酬（小額の現金手當の支拂）等の問題も、多くの困難な論争を起した。就中、特に重要な論點は、キャンプの組織、その指導員及びかかるキャンプの軍事教練所化の問題であつた。後者はかつて軍縮會議専門委員會に於て屢檢討された問題でさへあつた。

要之、上述の對策は、年少失業者がその失業期間を出來得るだけ個人的並びに社會的に有効に經過し得る様な方法を規定したに外ならないのである。従つて彼等に就業の機會を得せしめ

んが爲めには、他の特殊な対策を必要とする。これが爲めには、「第一」舊來の職業紹介所以外又はそれと並んで、年少失業者の爲めの特別な年少者職業紹介所の設置が必要であるとされた。この紹介所の特色は、それが只職業紹介たるに止まらないで、職業指導と密接な連絡關係を必要とする點に存するのである。(將來なき職業の可及的救済と勞務の道德的方面への考慮の問題が中心である。)

「第二」には、年少者雇傭範圍を可及的に擴大せしめる事である。これが爲めには年少失業者の時間の短縮の問題や、一般勞働者の停年制の實施の提唱の如き、頗る廣汎なる問題が研究される必要があるのである。

(3) 勸告及決議案

以上は本年の勞働總會の議題であつた年少者失業問題の内容の概況であるが、次に、總會にて採擇された勸告及び決議案の概要並びに項目のみを列記して見よう。

年少者失業ニ關スル勸告

總會ハ

失業狀態ガ依然トシテ繼續シ、且非任意的無爲ニ依リ品性ガ損ハレ職業上ノ技能ガ減損セラルベキ多數ノ年少者ニ對シ影響ヲ及ボシ延ヒテハ國民ノ將來ノ發展ヲ脅カスニ至ルベキニ鑑ミ、各締盟國ハ左記ノ原則ヲ適用シ且ツ右原則ヲ適用セシ程度及方法ヲ記載セル報告書ヲ國際勞働事務局ニ提出スベキコトヲ勸告ス

論 叢 年少者失業問題と勞働權の再檢討

九五

8) この勸告及決議案の正文の全譯に付ては第十九回國際勞働總會概況(社會局)二二頁一三〇頁參照

- 一、卒業年齢、勞務ニ就キ得ル最低年齢、一般教育及職業教育（十五條）
- 二、年少失業者ノ爲ノ娛樂及社會施設（二條）
- 三、職業團體及私ノ團體ニ依ル措置（一條）
- 四、特別授産場（十六條）
- 五、失業年少者ノ爲ノ特別公共事業（一條）
- 六、職業紹介及普通ノ勞務ニ對スル就職ノ開拓（八條）
- 七、統計（四條）

決議

一、總會ハ、年少者問題ヲ審議シ且各國政府ガ特ニ、イ）最低義務教育年齢ニシテ且勞務ニ就キ得ル最低年齢ヲ十五歳ト定ムルコト、ロ）専門教育ヲ發達セシムルコト、ハ）公ノ職業紹介所ニ附屬セル又ハ之ト協力スル職業指導機關ヲ設置スルコト。以上ヲ包含スル若干ノ措置ヲ適用スルコトヲ勸告シタル上、是等ノ措置ハ年少失業者ノミナラズ一切ノ年少勞働者ニ關係スルモノナリト思惟シ、近キ將來ノ總會ニ左記ヲ上程スルノ可否ヲ緊急ニ審議スルコトヲ理事會ニ要求ス

(1) 一九一九年、一九二〇年、一九二一年、一九三二年ニ採擇セラレタル兒童ノ最低年齢ニ關スル諸條約内ニ規定セラル、十四歳ノ年齢ヲ十五歳ニ引上グル目的ヲ以テ右ノ諸條約ヲ改正スル件

(2) 年少勞働者ノ職業指導、徒弟制度及専門教育ノ問題

二、三、(略)

(註一) 就業の最低年齢に關する國際條約は一九一九年の工業、一九二〇年の海運業、一九二一年の火夫就業、同年の農業一九三二年の非産業部門の五つある。前四者の條約に就ては我國は批准を完了して居る。

(註二) 義務教育の年齢を延長す可しとの問題は委員會に於て相當な反對があつた。その理由は、一般教育に關する問題を國際勞働機關が取扱ひ得る權能ありや否やの疑問に付てよあつて、瑞西政府代表が反對を主張し、和蘭初め多くの政府代表の支持を得たが、結果多數決にて可決、決定を見るに至つた。

五、勞働權説の概要

勞働權は、十九世紀の中葉、歐洲、殊に佛國に於て論議された法律上の主張であるが、今世紀の初頭に至つて、英國に於て勞働權法案となつて復活し、後、強制的失業保險の思想的根基をなすに至つた所のものである。然らば勞働權とは何であるか。こゝに勞働權(Droit au Travail. Recht für Arbeit. Right to labour)と云ふは、「失業者が勞銀を伴ふ所の勞働を國家に請求する所の權利」を指稱するものである⁹⁾。

その第一の主張者は、佛國に於ては、フリエー(Charles Fourier. 1772-1837)であつて、次でロンシデラン(Victor Considerant. 1808-1893) ルイ・ブラン(Louis Blanc. 1811-1882) プルードン(Proudhon. 1809-1865)によつて説述されたのである。獨逸に於ては、最初にファイヒテ(Fichte. 1762-1814)によつて主張せられたのであり、英國に於ては、恐らくオーウエン(Robert Owen. 1771-1858)を以て最初の人であると見る事が出来るであらう。而して、國家の憲法に

9) 勞働權の詳細に付ては松岡均平博士勞働權説がある。宮崎教授廿五年論文集五八五頁一六七四頁。

於て、明白に労働權を規定せるものとしては、一八四八年の佛國假政府の命令をあげる事が出来る。只、労働權に似たる思想例へば國民の生存權を規定せるものとしては、一七九一年或は一七九三年の佛國憲法、一七九四年の普國憲法がある。又法案として労働權を、權利として認めんとしたものは、英國のマクドナルドの提案にかゝる一九〇八年の失業者法案 (The unemployed Workmen's Bill)、スイスの憲法修正案として社會黨の提案にかゝる一八九二年の「十分の報酬ある労働に對する權利」法案がある。獨逸に於ては、一八八四年ビスマルクが労働權に賛意を表する旨を、議會にて公にせるを導火線として、社會黨より労働權實施の法案の提出が要求せらるゝに至つた。以上は、労働權の意義及びその沿革の概要である。勿論本小論は労働權の起源、沿革及びその詳細な説明を目的とするものではないが、以下年少者失業對策の一つの理想案として、労働權を應用せんとする所説を明かにせんとする關係上、こゝに、簡単に労働權の始祖とも見ることの出来るフリエの所論及びこれを實行せんとしたコンシデランの所説を略述し、次で一八四八年の佛國假政府の労働權に關する命令を紹介する事にする。

フリエは、佛國に於ける所謂空想的社會主義者として有名なる人である。彼の空想になる理想社會は、恐る可き荒唐無稽のものであるが、然し彼の現代社會に對する峻嚴な批評は、之に反して、時弊に適中して居ると見ることが出来る。殊に私有財産制と契約自由の原則の上に築

かれた文明社會の本質を批評し、勞働權を樹立したる事實は彼の大なる功蹟であると云はねばならぬ。彼の勞働權は宇宙統一論 (*Theorie de l'unité universelle*. 1892) に明白に論述されて居る。彼はこの權利を、人類が自然に享有し得た權利の代償として認めんとするのである。然らば、所謂彼の自然權とは何であるか。それは 一、果實採取權 二、捕魚の權 三、狩獵の權 四、牧蓄の權 五、團結の權 六、安逸の權 七、盜取の權(一)これである。此等の自然權によつて人類は生活の資源を自然に求めその生を全うし得たのであるが、所謂文明社會に於ては最大多數の人々は此等の權利を喪失せしめらるゝに至つた。故に現代文明社會は、彼等に此等の權利に代るに、これと同一の實質ある生活資料獲得の方法である勞働權を確認す可きであると論ずるのである。この所論は、後にコンシデランが勞働權を以て、所有權に對する不可缺條件 (*Conditio sine qua non*) であるとなし、所有權を合法的ならしむる唯一の條件であると叫ばしむるに至つた根基となつたものである。コンシデランはその名著所有權及勞働權論 (*Theorie du droit de propriété et du droit au travail*) に於て、フリエの勞働權の所説をより明白に述べて居る。彼の所論の出發點は、(一)一人がこの世に生を享くる以上、彼は生存し行くの權利がある事 (二)これが爲めに太古より人は自然の工場とも見る事が出来る土地を以てその生活資源の母となし來つてを つた事の二つの點にある。然るに文明社會に於ては、土地の個人

的所有權が無制限に認めらるゝに至つた爲に、人類の土地に對する原始的勞働をなすの權は失はるゝに至つた。然つてかゝる國家社會は、これに代るに勞働權を認めねばならない。これこそ所有權を合理的ならしむる唯一の方法であると共に、又最も賢明の方法である。若しこれを認めざるに於ては、勞働能力と勞働意思あつて、しかも勞働機會を得ること能はず、爲めに明日の食に窮する多くの者は、遂に社會改革を企て文明社會の基礎を危ふくするに至るであらう。故に有てる者と有たざる者との鬭争を避けしむる唯一の手段、方法は唯、勞働權の確立にありと云ふ可きであると論じたのである。

猶、勞働權を生存權^(註二)の必然の結果として認めたるルイ・ブランの所説 (Organisation du Travail, 1840) は、勞働權確認の必要を一層強く説明せるものと見ることが出来る。彼は、大略、これを次の様に説明して居る。「現に衣食住の資を有せざる不幸なる勞働者は曰く余は兩腕を有す。余は理性を有す。余は勞働力を有す。余は尙年齢を有す。余は凡て是等のものを提供すべければ余に一片のパンを與へよと。今日の無資産者^{プロレタリア}の求むる所は實に之に過ぎざるのみ。然るに社會は彼等に答へて曰く。汝等に與ふるの勞働なしと。此の如くば勞働者は此際何を爲すべきや。吾人は彼等に勞働權を與へざる可らず。正義の上より云へば之を以て足れりとす可らざるは言を俟たず。彼の友愛の理想に達するには尙未だ遼遠なり。然れども之に依つて最恐るべ

き危険を避くることを得るなり」と。¹⁰⁾

而して一八四八年二月、佛國假政府は、遂に、此等の所説を思想的な根基として、次の様な宣言をなすに至つたのであつた。即ち、「假政府ハ、勞働ニヨリテ勞働者ノ生存ヲ保障スルコトヲ約ス。假政府ハ、總テノ人民ニ對シ勞働ヲ保障スルコトヲ約ス。」云々と。而して、この結果は所謂國民勞働場 (*Ateliers nationaux*) の設置となるに至り、ひいて同年の憲法草案に、「勞働權トハ各人ノ有スル權利ニシテ勞働ニヨリテ生活スルノ權利ナリ。」との一條を見るに至つたのである。而も、この國民勞働場は失敗に終り、この憲法草案は文字通り一つの草案たるに止まつたばかりでなく、ブルードンも、勞働權を以て、勞働者が、各自、勞働を國家に求むるの權利であると云ふ意味ならば、それは到底實行不可能であると主張するに至つたのであつた。爾來、勞働權説は、あまり、世人に留意せられざるに至つたのである。然れども、上述の勞働權の思想には、一面の眞理がある。今、勞働權の主張を、例へば、マルサス (*Robert Malthus*, 1766-1834) の所説、「既に占有せられりたる世界に生るゝ者にして、若しその生存の手段を扶養の義務ある親族縁者より得ること能はず、又自己の勞働によつても見出し得ざる時は、彼は毫も榮養を要求する權利を有せず、事實上彼は此世界に於いて過剰なる者である。自然の大饗宴に於いては彼の爲に全く食器が具へられない。自然は彼に退席を命じ、且つ此命令を遂行

するに寸毫も假借しな¹¹⁾」云々の一句、乃至リカルド（David Ricardo, 1772-1823）の所謂「賃銀鐵則」の所論と對比する場合に、今日、吾々のいづく社會正義觀は、いずれの所論を正なりとなすであらうか。現今、歐米の多くの國々に於て、實施されて居る社會保險等は、實に直接、間接に、勞働權説の思想に影響されて居るものである事を吾々は否定し得ないのである。マルサス、リカルドを生んだ英國に於て、前述の如く一九〇八年に、勞働者が勞働の給與を國家に請求するの權利と、之に對する國家の義務とを明確に規定した所の失業者法案が議會に提出され、次で一九一一年には強制失業保險法が制定せらるゝに至つた事實を見る時、吾々は誠に今昔の感にたえないのである。

誠に勞働權の所説中には、吾々の正義觀を満足せしむるに足る一面の眞理が存在して居るのであり、従つて若し勞働權の實現が全體として、勤勞階級にとつて不可能であつたとするならば、その精神に則りて、特殊の勤勞階級の失業に對して、實施し得るものであるかどうかを再検討するの必要があるものではあるまいか。これ、年少者失業に對して、勞働權の適用が今日主張せらるるに至つた主要な理由であると共に、又、前述の國際勞働機關に於て採擇された勸告が、甚だ緩和せられた形ではあるが、特に年少失業者に勞働の機會を獲得せしむる爲に總ゆる方法を規定した理由でもあると考察し得る次第である。

(註一) 生存權とは、人が社會に存する事實から、生存に必要な資料を社會に請求し得る權利ありとなす所説であつて、それはルソーの所謂天賦人權説に基くものである。これはルソーが「總ての人は、各自に必要な所のものに付て、自然的に、權利を享有する」と、その社會契約説に説いて居る。(J. J. Rousseau : Contrat social, 19 p.)

六、年少者失業対策としての労働權の檢討

上述した所は、労働權の概説である。次に吾々は、かゝる労働權が如何に年少者失業問題に關して再生するに至つたかを知らねばならない。

それが爲には、大體、次の様な事項が承認さるゝ事が必要である。即ち(一)年少者失業問題の重要性とその特殊性とが確認せらるゝ事。(二)即ち、年少者失業は、國家社會にとつて望ましいものでないと云ふ事。(三)故に一般的失業の原因並びに救済と云ふが如き困難な根本的問題をばなれて、年少者失業問題が現實に解決されなければならないと確認さるゝ事。(四)年少者——特に十六歳未満の年少者——を生活の爲に労働に従事せしむると云ふ事が社會全體の將來に付て望まじきものにあらずとの所論は、實際上無産階級にとつては、畢竟、空理空論に過ぎざるものであると云ふ事。(五)舊來の労働權説は、その實行がよし現實には不可能であるとしても、その所説の一部には、吾々の正義觀を満足せしむるものがあり、吾々の倫理道德觀、社會的義憤の

奥底には労働は尊重される可きものであると云ふ思想が流れて居り、従つて労働意思と労働能力ある者には、労働が與へられ、それによつて彼等の生活を可能ならしむ可きであると云ふ事。以上の五つの事項が承認されるゝ事が必要である。然らば、年少者失業に對して労働權の主張は如何に認めらる可きであらうか。その概要は、次の如くである。

(一) 労働權は、男子の年少失業者に付てのみ認めらるゝものである。女子年少失業者を除外した理由は、年少の女子たる身分から考察せられた結果に外ならない。即ち女子は、結婚して家庭の人となる事が、女子本來の使命であり、又それが最も望ましいものであると一般に考へらるゝが故である。

(二) 然らば、如何にして年少失業者は、労働權を行使するか。實際、これには多くの困難な問題が隨伴する。職業紹介所への登録の方法による事も可能であるが、最も望まじきものとしては、義務教育の課程終了後直ちに就業せんとする者にして、彼自身或はその家族、知人の紹介等にて労働の機會を得ること能はざりし場合には、學校に於て此等の不就業者リストを作製しこれが登録を國家乃至市町村に通告する事。

(三) 上述と大體同一の方法を以て、義務教育以上の學校を修業せし者の不就業者リストを作製、登録せしむる事。

(四) かくして登録を受けたる不就業年少者の爲に、勞働の機會を見出す機關として、國家及び市町村自治體に、適當な全國的に統制ある年少者中央職業紹介局を設置する事

(五) 登録者には、失業登録後六ヶ月を經過したる時は、必ず勞働の機會を得せしむる事。この目的の爲めに、就業機會を見出す事の不可能なる場合を豫見して、國家は、一種の國立産業場を創設する必要ある事。この國立産業場の創設を以て、かつて、佛國に於て失敗の經驗ある國民勞働場の轍をふむものであり、實行不可能のものなりとして、反對する論者もある。然しながら、前述の佛國の國民勞働場の失敗は、全失業者の爲にする勞働場であつたのと、その組織宜しきを得ざりしが爲めであつたに外ならない。然るに、こゝに謂ふ國立産業場は、男子の年少失業者のみの爲であり、且、その總數も、前述の如く、世界を通して、約三百萬内外（全年少失業者數を六百萬とし、その半數を女子と計算す）なのであるから、その設立を失業救済の爲めの公共事業の一種目として、計畫することは、決して不可能ではないのである。蓋し、かゝる公共事業は、第一には、その事業が頗る大規模たるを必要とする事（例へば北米にては十五億ドルが十五ヶ月間に費消された）第二に、公共事業は公債による事が望ましいものである事。第三に、それが、多分に、インフレーション政策に隨伴して行はるゝ事を必要とされて居るのである。¹²⁾ 従つて、かゝる大規模の公共事業の一種目として、國立産業場を考察するならば、そ

12) 失業救済としての公共事業の詳細に付ては國際勞働局東京支局發行 1935 年の局長報告書 45—49 頁參照

の設置は、困難であるとは云ふ事を得ないのであるが、問題はその内容を如何にするかの點に存する。こゝにはその詳説を避け、只、これは國情に隨ひ、實情に即してその内容が定めらるゝ外ない事を一言するに止める。

(六) 登録より國立産業場に就業するまでの期間を六ヶ月となし、この期間中に國立中央年少者職業紹介所は求職者に適する就業口を紹介し得る様努力する事。但しこの六ヶ月の間中は求職者の希望により労働ホーム乃至カンブに入る事を得せしむる事。

年少失業者の労働權行使の方法は大略以上の如きものであるが、要するに、これが實行には學校（義務教育より最高學府たる大學まで）に於ける就業事務取扱と國家乃至地方自治體に於ける職業紹介所の完全せる統制と聯絡を必要とするものであることは、こゝに更めて説明するまでもないのであつて、これは最も緊要の事である。

七、我國、現下の年少者失業問題

我國、現下の年少者失業が如何なる状態にあるかを、こゝに簡単に略述してみる。

二十歳以下の失業者に就ては、すでに、前述した所であるが、今失業を一般的に見るならば我國は、最近、幸にして、世界無比なる高水準の就業状態を維持しつゝある現況にある¹³⁾。が然

13) 日本の就業状態及び外國との比較等に付ては、前掲局長報告書 14—16 頁

し、我國の人口は、毎年百萬に近い自然増加を示し、加ふるにその本土は、天然資源に恵まれて居ないのである。これが對策は移植民と工業立國による以外はないのである。然るに一方に勞働者移住はほとんど困難なる現況であり、他方に多くの國々による關稅障壁等は我國輸出貿易の將來に如何なる重大な影響を與ふるに至る可さかを豫想し得ない現狀にあるのである。此等の事情を考慮する時、今日の好況（勿論比較的ではあるが）並びに高水準の就業狀態を以て明日を樂觀する事は、少しく輕卒に失するものではあるまいか。殊に年少者の失業に就て見るならば、統計の不充分なる結果十四歳以上二十六歳までの未就業者が幾何であるかを正確に知ることを得ないのであるが、前掲の統計によつても、十四歳以上二十歳未満の失業登録者數の全失業者數に對する比率は増加しつゝある現狀にあるのが明である。今、大學卒業者の動向を昭和八年度文部省専門學務局の統計に依つて見るに、官公私立大學卒業生總數一三、二五七名（外に一四名の女子卒業者あり）中就職者總數は六、九九三名（女子五名）で六二六四名が不就職者となつて居る。又同年の専門學校卒業者の動向を見るに、官公私立専門學校卒業生總數は一、二、二八九名（外に三五一名の選科及聽講生及四、三九九名の女子卒業生がある）のうち就職者は六、〇二二名（女子の就職數は一、六一七名）で、不就業者は六、二六八名となつて居る。従つて不就業者總數は、一、二、五三二名となるのである。この一萬二千餘名が大體毎年の官公私

立大學及専門學校の不業者であると見る事が出来る。勿論、この不業者中には、猶、卒業後も勉學を繼續する者もあり、或は數ヶ月の後に、次第に、就業の機會を得る者もあるではあるが、いづれにしても此等の數字は經濟的、社會的に相當重要なる考慮のはらはる可きものである事を物語つて居ると思ふ。而して、年少者失業問題の本會議に於て、吉阪政府代表が、本問題に付て、次の如き説明をされた事は、その重要性を裏書されたものであると見得るであらう。

「前略、更に吾人は所謂智的勞働者即ち大學其の他の高等教育機關を卒業したる者に關する困難なる問題に直面しつゝあり。政府は大學入學者數の制限、職業轉換の奨勵等の措置に依り此の問題の緩和の爲全力を盡しつゝあり。然れども現在迄の所未だ此の問題の満足なる解決方法は發見せられざるを以て、余は諸外國に於て得られたる經驗に徴し本總會より有用なる提案を受けんことを待望し居れり……後略」¹⁴⁾

次に、我國、小學校卒業兒童、兒童の就業情況を簡單に統計に付て見るに次の様である。

小學校卒業兒童就業情況調 (昭和七年三月卒業者ニツキ同年十月一日現在調、社會局調)

種別	性別	兒童總數	上級入學者	就業者			未就業者	其他
				家事に	雇傭サレシモノ	小計		
尋常	男	六七、八四	五四、四三	六、六五〇	一八、六三一	一〇八、二八一	一一、九三〇	九、三〇〇

14) 内務省社會局第十九回國際勞働總會概況 19—20 頁。

業卒科	
女	計
六四、九四〇	一、三三、七五四
四三、四九一	九六、九〇四
二九、〇七七	一六、六七七
七三、六六三	二二、三四四
三〇、七〇〇	三〇、九六一
一三、一八五	三五、〇五五
八、五四四	一七、七五四

前表によつて、吾々は、未就業者及其他を合計した、四二、八五九名即ち卒業生全體の約三%強のものが上級の學校にも入學せず就業もなさざる状態にあるのを知るのである。然るにこの上級入學者の約半數以上が高等小學校に入學する事實は次表(註)により明かである。

小學校卒業兒童進學情況調 (昭和七年三月卒業者)

尋常小學校卒業者總數 一、三五八、九四〇名 (百分比) 一〇〇・〇〇〇

内 譯

中學校入學者	六二、五六六	人	四・六
高等女學校入學者	七九、一三二		五・八
實科高等女學校入學者	四、三七六		〇・三
實業學校入學者	四九、六六五		三・七
高等小學校入學者	八二、七〇一		六・九
實業補習學校入學者	一一、四、五〇七		八・四
其他	一一、二、六九三		一・三

然らば、尋常小學校卒業總數の六割餘をしめる此等高等小學校入學者の動向は如何、次表はこれを明かにして居る。

種別	性別	兒童總數	上級學校入學者	就業者		未就業者	其他
				家事ニ	雇傭サレタモノ		
高半	男	七、五〇〇	一三、六八八	三、五五五	三〇、九〇三	二、二七八	三、一〇六
	女	六、九〇九	九、三八四	三、九八一	一六、三四一	一、六七三	二、六四八
等退	計	一三五、四九元	三三、九五三	六五、五〇六	三七、二七	三、九五〇	五、七五四
高等科	男	三五四、九六	四〇、七九五	一八五、二二三	一〇九、一〇六	二九二、二一九	一六、八二
	女	二五、八〇六	四〇、一七四	一〇、八七一	四〇、六五	一六一、四八六	一〇、一三三
業卒	計	五七〇、七三	八〇、六九	三〇五、九四四	一四七、七二	四三三、七〇五	二六、九四四

前表から未就業者及それに準ず可き「其他」を、半途退學者及び卒業者に付て見るに、その總計數は、四五、七五、二人となる。これを、小學校卒業者の不就業者に加算すれば、八、八、六、一、一名となるのであつて、これを尋常、高等小學校卒業者總數に比すれば僅少な數字を示すものと云ひ得る。これが、年少者失業の總會に於て吉阪政府代表をして、「前略……幸に日本に於ては現在の所年少者（筆者はこれを二十歳未満のものとして）中には失業者殆んどなしと云ふこと

を得、中央職業紹介事務局の一九三三年度の數字に依れば求人數は四十一萬なるに求職者數は僅かに二十七萬に過ぎざりき……後略。」と云はしめた所のものであると考へらる。¹⁵⁾

以上の如く、大學卒業者の問題を除けば(註二)、年少者失業問題は我國に於ては全く論議の必要を見ざる程の輕微の問題として、外面的には現はれて居る。その理由は、家族制度の爲めにもよるのであらうが、又同時に、就業の大部分が、あまり望まじきものでない所謂「袋小路式勞務」(Blind-Alley Jobs) たると否とを問はずして、就業するが爲めではないかとも考へられ。而してこの問題は識者の大いに留意す可き重要な問題であることは勿論である。

(註一) 本表は、前表と同様に「文部省青年教育課ノ職業指導ニ關スル諸調査」中にあるのであるが、只卒業者總數が前表と多少相違して居る様である。

(註二) 中學校及び實業學校生徒の動向を見るに、中學校の卒業者總數は五九、二八五名(昭和七年度調以下同じ)で半途退學者數は二九、五四二名である。又實業學校(甲、乙種通算)の卒業者總數は六二、五九四名、中途退學者數は二四、〇〇七名である。今これ等の卒業者及び中途退學者總數の五分の一が、假に、不就業状態にあるとすれば、その總數は約三五、〇〇〇名となるのである。

ハ、むすび

從來、失業及び窮乏に對して二種の異つた見解がある。一はこれを自然法則の結果(註三)とな

すもので、他は人爲的、制度的な結果^(註三)であるとなすものである。この兩者いづれの見解、或は自然的且人爲的な結果であるとなす見解によるとしても、現代國家は、かゝる失業、窮乏に對して、無關心であり得ない。これが對策の探究は、社會進歩の爲めに不可缺のものであると云ひ得る。

元來、人類社會の特色の一は、その合目的性に存する。今、若し、社會の窮極の目的が社會正義の樹立にあり、萬人に對する健康と生活必需品並びに便宜に對する支配力を獲得せしむるにありとするならば、失業、窮乏の豫防救濟の講ぜらる可きは言を待たない。それは、國家がその獨立を保全する爲めに軍備を整へ、傳染病に對して豫防醫學上の對策を樹つると同様の、——否より以上の緊要事である。國家はそれが自然法則の結果であるが故に、必然にして不可避のものであるとなして、手をこまぬいて居る事を得ないのである。又、若し、それが人爲的制度上の缺陷の結果であるとするならば、その救濟豫防は、可能であると同時に容易であらう。従つて國家は、これが對策樹立を考究す可き義務があるのである。果して然らば、失業者中、特に將來、國家社會に害多き年少失業者に對する豫防、救濟策の確立は現代國家にとつて最も緊急な義務であると云はねばならない。この故に國際勞働機關に於ても、その對策を論究し、總會は直ちにこれに關する勸告を採擇するに至つたものであり、又、勞働權の再檢討が、その

對策の一つとして叫ばるゝに至つた理由とも見るのである。

吾々は、前節に於て、我國現下の義務教育と最高學府とを終了した者の不就業狀態の概數が如何なるものであるか、又、我國の年少失業者が比較的少數である事實を知つた。従つて、此等の統計の結果によつて見ても、勞働權の主張を、採つて以て、直ちに、我國年少者失業問題の一對策となさんとするが如きことが妥當でない事は明である。

謂ふまでもなく、各國は、國情に應じた独自の傳統的な淳風美俗を有し、これによつて、失業對策が樹立される可きは勿論である。然れども廣く知識を世界に求め、良きをとり惡きを捨て以て我國をより善き國家となす可きものである以上、年少者失業問題の重要性と特殊性とに照して、歐洲の過去の一事蹟として、舊來、單に歴史上にのみ其存在を認められ來つた勞働權が年少者失業對策の一つとして認められんとするに至つた事實を、こゝに紹介する事は、必ずしも無用の業ではないと考へるのである。我々は、我國年少失業者數が現在尠なきが故に、國際勞働總會にて採擇された勤告を輕視す可きものでないと信ずる。然らば、勞働權を年少失業者に與へんとする所説に付ても、亦、吾々は、充分、研究するの必要があると考へる。若し本小論にして、年少者失業問題の重要性とその一對策とを紹介し得たりとすれば、その目的は達したのである。(一九三五・一一・一〇)

(註一) 失業、窮乏、貧困を人口増加と生活必需品との自然的關係の結果であるとなすマルサスの所説は最も有名である。高野、大内譯「マルサス人口の原理、一八八頁」參照。

(註二) 窮乏、失業等を人爲的結果となし、正義人道に立據してその救済を説き、爲めに、マルサスをして、人口論を著はさしめたゴッドウインに付ては、前掲書中一六二頁參照、其他、これを制度そのものの結果に歸せしめんとする所論は古來幾多の社會改良家により説述され來つて居る。